

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} ユウケンガイシャ キタムラ ジュウセツ 株式会社 北村住設
〒639-1134

住所 大和郡山市柳町76番地の5
キタムラ ヒロシ

代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 北村 博史

電話番号 0743-52-3359

FAX番号 0743-58-2416

メールアドレス info@kitamura-jusetsu.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

株式会社のみ申請あり
代表者経歴の変更

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 ヲケンカ`イヤ キタムラ ジュウセツ
氏名又は名称 有限会社 北村住設
住 所 大和郡山市柳町76番地の5
キタムラ ヒロシ
代表者氏名 代表取締役 北村 博史

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユケンカ`イヤ キタムラ ジュウセツ 有限会社 北村住設		
住 所	〒639-1134 大和郡山市柳町76番地の5		
フリガナ 代表者の氏名	キタムラ ヒロシ 代表取締役 北村 博史		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
① 代表者の氏名	代表取締役 北村 好一	代表取締役 北村 博史	
② 役員の名	取締役 北村 博史	取締役 北村 好一	
③ 監査役	監査役 北村 茂子		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称	有限会社 北村住設
住 所	大和郡山市柳町76番地の5
代表者氏名	代表取締役 北村 博史

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市柳町76番地の5
有限会社北村住設

会社法人等番号	1500-02-004931	
商号	有限会社北村住設	
本店	奈良県大和郡山市柳町76番地の5	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
会社成立の年月日	平成9年6月11日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石炭、石油、ガスその他燃料類の販売 2. 管工事業 3. ガス供給に関連する機器の販売 4. 家庭用電気製品の販売 5. 電気工事業 6. 什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売 7. 住宅の増改築、立替え及び住宅リフォーム 8. 介護機器、介護用品の販売事業 9. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業 10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与の居宅サービス事業 11. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与の介護予防サービス事業 12. 自動販売機による、たばこ、ジュースの販売 13. 宅配便業 14. 前各号に附帯する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成25年 3月14日変更 平成25年 3月14日登記</p>	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
資本金の額	金300万円	

奈良県大和郡山市柳町76番地の5
有限会社北村住設

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
役員に関する事項	奈良県大和郡山市柳町76番地の5 取締役 北村博史
	奈良県磯城郡田原本町大字矢部723番地 取締役 北村好一
	代表取締役 北村博史 平成25年6月3日就任 平成25年6月3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年9月5日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和4年5月16日

奈良地方法務局
登記官

山本秀樹



有限会社北村住設 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社北村住設と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 石炭、石油、ガスその他燃料類の販売
2. 管工事業
3. ガス供給に関連する機器の販売
4. 家庭用電気製品の販売
5. 電気工事業
6. 什器、ユニットバス、キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売
7. 住宅の増改築、立替え及び住宅リフォーム
8. 介護機器、介護用品の販売事業
9. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業
10. 介護保険法に基づく福祉用具貸与の居宅サービス事業
11. 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与の介護予防サービス事業
12. 自動販売機による、たばこ、ジュースの販売
13. 宅配便業
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県大和郡山市 に置く。


(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、60株とする。



(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。

第3章 株 主 総 会

(株主総会)

第 7 条 株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第 8 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より 5 日前までに、各株主に対してその通知を発することを要する。

(議長)

第 9 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 11 条 各株主は、1 株につき 1 個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第 12 条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

(議事録)

第 13 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

第4章 役員

(員数)

第14条 当社は取締役5名以内を置く。

(選任の方法)

第15条 当社の取締役は、株主総会によって選任するものとする。

2 取締役は、株主でなければならない。

(代表取締役)

第16条 取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第17条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第19条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

(定款に定めのない事項)

第20条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(第2節 有限会社法の廃止に伴う経過措置等)及び会社法その他の法令に定めるところによる。

以上は、当社の現行定款に相違ありません。

平成25年 7月 4日

有限会社北村住設
代表取締役 北村博史



この定款の写しは、
原本に相違ありません。

令和4年6月24日
有限会社 北村住設
代表取締役 北村博史

